

議案第101号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第9号 令和4年度長岡市一般会計補正予算

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月11日

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市一般会計補正予算

議案第108号

長岡市米百俵プレイスマライエ長岡条例の制定について

長岡市米百俵プレイスマライエ長岡条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市米百俵プレイスマライエ長岡条例

### (目的)

第1条 この条例は、「米百俵の精神」ゆかりの地から新たなにぎわいと価値を創造するため、人づくりと産業振興の拠点である長岡市米百俵プレイスマライエ長岡（以下「ミライエ長岡」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (施設の設置)

第2条 ミライエ長岡に、長岡市立互尊文庫条例（令和4年長岡市条例第 号）に基づく長岡市立互尊文庫のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として次の各号に掲げる施設を設置する。

- (1) ミライエハウス
- (2) ミライエステップ
- (3) スタジオ
- (4) パッサージュウエスト

### (位置)

第3条 前条各号の施設（以下「ミライエ長岡の施設」という。）の位置は、長岡市大手通2丁目3番地10とする。

### (パッサージュウエストの専用使用)

第4条 パッサージュウエストは、その一部を専用して使用することができる。

### (行為の制限)

第5条 ミライエ長岡の施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) ミライエ長岡の施設の管理上支障がある行為
- (3) 前2号に掲げる行為のほか、市長が適当でないと認める行為

### (使用の許可)

第6条 ミライエハウス、ミライエステップ若しくはスタジオを使用しようとする者又はパッサージュウエストの一部を専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の施設の管理上必要があると認めるときは、同項の許可に条件を付すことができる。

### (使用料)

第7条 営利を目的に、ミライエハウス、ミライエステップ若しくはスタジオを使用し、又はパッサージュウエストの一部を専用して使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的にミライエ長岡の施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 第5条各号の規定に該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、ミライエ長岡の施設の使用を終了したときは、直ちに使用した施設を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の制限若しくは停止を命ぜられたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 使用者は、使用者又は入場者が故意若しくは過失によりミライエ長岡の施設若しくはその設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月22日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ミライエ長岡の施設を使用しようとする者は、施行日前であっても、使用の申込みをすることができる。
- 3 前項の申込みに係る使用の許可並びに使用料の納付、減免及び還付並びに使用の許可の取消しについては、第6条から第11条までの規定の例による。

別表（第7条関係）

ミライエ長岡の施設の使用料

施設の区分		使用料
ミライエハウス		1時間当たり 1,500円
ミライエステップ		1時間当たり 2,800円
スタジオ	全面使用	1時間当たり 3,800円
	2分の1面使用	1時間当たり 1,900円
パッサージュウエスト		1平方メートルにつき1日当たり 100円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 ミライエハウス、ミライエステップ又はスタジオの使用料の算定に当たっては、1時間に満たない時間は1時間として計算する。
- 3 パッサージュウエストの使用料の算定に当たっては、専用して使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

議案第109号

長岡市立互尊文庫条例の制定について

長岡市立互尊文庫条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市立互尊文庫条例

### (設置)

第1条 本市は、産業の創出及び振興並びに人材の育成に寄与することを目的に、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館として、長岡市立互尊文庫（以下「互尊文庫」という。）を設置する。

### (互尊文庫に関する事務の職務権限の特例)

第2条 互尊文庫の設置、管理及び廃止に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第1号の規定に基づき、市長が管理し、及び執行するものとする。

### (位置)

第3条 互尊文庫の位置は、長岡市大手通2丁目3番地10とする。

### (施設)

第4条 互尊文庫の施設は、貸出閲覧室とし、図書、雑誌、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の貸出し、返却及び閲覧並びに図書館資料を利用して調査研究するための施設とする。

### (貸出しの停止)

第5条 市長は、図書館資料の貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対する図書館資料の貸出しを期間を定めて停止することができる。

- (1) 市長が定める貸出期間を経過しても図書館資料を返却せず、かつ、返却しない期間が長期にわたった場合
- (2) 市長が定める貸出期間を経過しても図書館資料を返却しないことが度重なった場合

### (使用料)

第6条 互尊文庫の利用については、料金を徴収しない。

### (損害賠償)

第7条 入館者は、故意若しくは過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和5年7月22日から施行する。

議案第110号

長岡市個人情報保護法施行条例の制定について

長岡市個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）第6条第1項第2号ウに規定する当該公務員等の氏名に関する情報とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、長岡市情報公開条例第6条第1項第1号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示を受ける者は、開示の実施に当たり、現に要する実費を負担するものとする。ただし、市長は、公益又は公共の利益のため必要があると認めるときは、当該実費を免除し、又は減額することができる。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関（議会を除き、公立大学法人長岡造形大学を含む。以下同じ。）が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第10条 法第105条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により行う市の機関の諮問は、同項の規定にかかわらず、長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年長岡市条例第 号)第3条に規定する長岡市情報公開・個人情報保護審査会に対して行うものとする。

(審議会への諮問)

第11条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年長岡市条例第 号）第2条に規定する長岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第4条、第42条第2項及び第43条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定に基づき公の施設の管理に関する業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第17条、第29条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（長岡市情報公開条例の一部改正）

第5条 長岡市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第2条第1項第2号の2」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第9条の2第3項中「7日間」を「2週間」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第11条を次のように改める。

（公開請求に係る手数料等）

第11条 公開請求に係る手数料は、徴収しない。

2 前条の規定による情報の公開を受ける者は、公開の実施に当たり、現に要する実費を負担するものとする。ただし、市長は、公益又は公共の利益のため必要があると認めるときは、当該実費を免除し、又は減額することができる。

第12条第1項前段中「当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合を除き、直ちに、長岡市附属機関設置条例(昭和32年長岡市条例第7号)」を「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、直ちに、長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年長岡市条例第 号)」に改め、同項後段中「第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者の指名は、同項ただし書の規定により行わないものとする」を「第9条第1項(ただし書を除く。)及び第2項並びに第2章第4節の規定は、適用しない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等(公開決定等に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。)

第12条第5項中「同法第37条」を「同法第36条」に改める。

(長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第6条 長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年長岡市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第12条中「長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(長岡市暴力団排除条例の一部改正)

第7条 長岡市暴力団排除条例(平成24年長岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)第2条第1項第3号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

(長岡市手数料条例の一部改正)

第8条 長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の15の表の1の項中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第23条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条」に、「長岡市個人情報保護条例第40条第5項」を「長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年長岡市条例第 号）第11条第3項」に改め、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項中「長岡市個人情報保護条例第40条第5項」を「長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第3項」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の4の項の次に次の1項を加える。

<p>5 長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第1項の規定による書面の写し等の交付</p>	<p>1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力されたものにおいては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p>
--	--

（長岡市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例の一部改正）

第9条 長岡市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例（平成18年長岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第2条第1項第3号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

（長岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正）

第10条 長岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成29年長岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第2条第1項第3号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

議案第111号

長岡市個人番号の利用等に関する条例の制定について

長岡市個人番号の利用等に関する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市個人番号の利用等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第11号に基づき特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 一般個人情報 特定個人情報以外の個人情報をいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (7) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (8) 保有一般個人情報 保有個人情報のうち、一般個人情報であるものをいう。
- (9) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

### (個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる市の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる市の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる市の機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、市の機関が保有一般個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用する場合に準用する。この場合において、別表第2の第3欄中「特定個人情報」とあるのは、「一般個人情報」とする。
- 4 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 5 第2項又は前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、市の他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
- 6 前各項の規定は、保有個人情報の利用を制限する他の法令等の規定の適用を妨げない。

(特定個人情報の提供等)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の機関が、同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定は、市の機関が保有一般個人情報を提供する場合に準用する。この場合において、別表第3の第4欄中「特定個人情報」とあるのは、「一般個人情報」とする。
- 3 第1項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、市の他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
- 4 前3項の規定は、保有個人情報の提供を制限する他の法令等の規定の適用を

妨げない。

(利用停止請求権)

第6条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示を受けた保有個人情報であるものに限る。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する市の機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第4条第2項又は第4項の規定に違反して利用されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	機関	事務
1	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として、障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの
2	市長	長岡市介護保険条例（平成12年長岡市条例第10号）第17条第2項の規定に基づく介護保険料の低所得者に対する特別軽減に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの
4	市長	ひとり親家庭の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの
5	市長	長岡市営住宅条例（平成9年長岡市条例第34号）に基づく市費単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得で生計が困難である者等の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの
7	市長	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの
8	市長	高齢者又は障害者が居住する住宅をその身体状況に適したものに改造等をするに要する経費に対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの
9	市長	難聴の児童の補聴器を購入するための経費の一部を支給する事務であって告示で定めるもの
10	市長	東日本大震災により被災した介護保険の被保険者のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に

		<p>伴い避難指示区域等に住所を有する者が本市に転入し、介護サービス等を利用した際の利用者負担額の軽減に関する事務であって告示で定めるもの</p>
11	市長	<p>重度障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの</p>
12	市長	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>

別表第2（第4条関係）

	機関	事務	特定個人情報
1	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）
2	市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民年金給付関係情報」という。） (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）
3	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者	住民票関係情報

		保健福祉手帳の交付に関する事務	
4	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	住民票関係情報
5	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 国民年金給付関係情報 (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。） (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報 (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 (7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 (8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律

			<p>第30号) による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</p> <p>(9) 介護保険給付等関係情報</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）</p> <p>(11) 住民票関係情報</p>
6	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	<p>(1) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による援護に関する情報</p> <p>(2) 介護保険給付等関係情報</p>
7	市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報</p> <p>(4) 国民年金給付関係情報</p> <p>(5) 住民票関係情報</p> <p>(6) 介護保険給付等関係情報</p>

			(7) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）又は医療費助成に関する情報であって告示で定めるもの
8	市長	国民年金法により本市が行うこととされている国民年金に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
9	市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 国民年金給付関係情報 (5) 住民票関係情報 (6) 介護保険給付等関係情報
10	市長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金の支給に関する事務	住民票関係情報
11	市長	戦傷病者特別援護法による援護に関する事務	住民票関係情報
12	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	(1) 地方税関係情報 (2) 国民年金給付関係情報 (3) 住民票関係情報
13	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支	(1) 地方税関係情報 (2) 国民年金給付関係情報 (3) 住民票関係情報

		給に関する事務	
14	市長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別弔慰金の支給に関する事務	住民票関係情報
15	市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 住民票関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
16	市長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金の支給に関する事務	住民票関係情報
17	市長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）による特別給付金の支給に関する事務	住民票関係情報
18	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は高齢者保健事業の実施に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (4) 住民票関係情報 (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する

			る情報 (6) 介護保険給付等関係情報 (7) 障害者関係情報又は医療費助成に関する情報であって告示で定めるもの
19	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 国民年金給付関係情報 (4) 住民票関係情報 (5) 介護保険給付等関係情報
20	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報 (5) 国民年金給付関係情報 (6) 住民票関係情報
21	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務	(1) 障害者関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 医療保険給付関係情報 (5) 国民年金給付関係情報 (6) 住民票関係情報 (7) 介護保険給付等関係情報
22	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報

		給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	(4) 国民年金給付関係情報 (5) 住民票関係情報 (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (7) 介護保険給付等関係情報
23	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活事業として、障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 国民年金給付関係情報 (5) 住民票関係情報 (6) 介護保険給付等関係情報
24	市長	長岡市介護保険条例第17条第2項の規定に基づく介護保険料の低所得者に対する特別軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民年金給付関係情報 (4) 住民票関係情報
25	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
26	市長	ひとり親家庭の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 児童扶養手当関係情報 (4) 住民票関係情報
27	市長	長岡市営住宅条例に基づく市費単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 地方税関係情報

			(4) 住民票関係情報
28	市長	介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得で生計が困難である者等の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
29	市長	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
30	市長	高齢者又は障害者が居住する住宅をその身体状況に適したものに改造等をするに要する経費に対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
31	市長	難聴の児童の補聴器を購入するための経費の一部を支給する事務であって告示で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
32	市長	東日本大震災により被災した介護保険の被保険者のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示区域等に住所を有する者が本市に転入し、介護サービス等を利用した際の利用者負担額の軽減に関する事務であって告示で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報

33	市長	重度障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
----	----	------------------------------	----------------------------

別表第3（第5条関係）

	提供される機関	事務	提供する機関	特定個人情報
1	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	教育委員会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援又は障害児相談支援に関する情報
2	教育委員会	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	市長	(1) 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報 (2) 障害者関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 地方税関係情報 (5) 国民年金給付関係情報 (6) 児童扶養手当関係情報 (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報 (8) 住民票関係情報 (9) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (10) 介護保険給付等

				<p>関係情報</p> <p>(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</p>
3	教育委員会	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務	市長	<p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報</p> <p>(4) 住民票関係情報</p>
4	教育委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	市長	<p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 医療保険給付関係情報</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報</p> <p>(4) 住民票関係情報</p> <p>(5) 予防接種法による予防接種の実施に関する情報</p>
5	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学の	市長	<p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 住民票関係情報</p>

		ため必要な経費の支弁に関する事務		
6	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
7	教育委員会	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報
8	教育委員会	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務（次項に規定するものを除く。）	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 国民年金給付関係情報 (3) 住民票関係情報
9	教育委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報

10	教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	市長	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
11	選挙管理委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
12	監査委員	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
13	農業委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
14	水道事業管理者	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
15	消防長	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
16	議会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報

		する事務		
17	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 (2) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）
18	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 (2) 児童手当関係情報

議案第112号

長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、長岡市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに審理の手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「諮問機関」とは、次の各号に掲げる機関をいう。

- (1) 長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第12条第1項の規定により諮問をした情報公開条例第2条第1項第1号に規定する実施機関
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした長岡市個人情報保護法施行条例（令和4年長岡市条例第 号）第5条に規定する市の機関（以下「市の機関」という。）及び長岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年長岡市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により諮問をした長岡市議会の議長

2 この条例において「公文書」とは、情報公開条例第9条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第1項第2号に規定する公文書）をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、次の各号に掲げる情報をいう。

- (1) 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）
- (2) 議会個人情報保護条例第25条第1項、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

(設置)

第3条 情報公開条例第12条第1項、法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について審理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として長岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第4条 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の招集及び会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めるこ

とができる。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項前段の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人又は諮問機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付することができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査会による審理手続)

第11条 審査会は、審理の手続を計画的に遂行するため、諮問機関及び法第105条第2項各号又は議会個人情報保護条例第45条第2項各号に掲げる者（以下「審理関係人」という。）に対し、必要な指導をすることができる。

2 審査会は、必要があると認める場合は、諮問された事項を併合し、又は分離して、審理及び答申をすることができる。

3 行政不服審査法第29条から第36条まで、第38条第1項から第3項まで及び第41条の規定は、審査会が諮問を受けた審査請求の審理の手続について準用する。この場合において、同法第29条第1項中「審理員は、審査庁から指名されたときは」とあるのは「審査会は、法第105条第1項又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問を受けたときは」と、行政不服審査法第29条第2項及び第5項、同法第30条から第36条まで、同法第38条第1項から

第3項まで並びに第41条の規定中「審理員」とあるのは「審査会」とする。

4 審査会は、審理の手續が終結したときは、裁決に関する答申書を作成し、これを審査会における審理の記録とともに、諮問をした諮問機関及び審理関係人に送付するとともに、答申書の内容を公表するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する諮問機関の諮問に係る審査請求の審理手續については、情報公開条例の規定によるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

(罰則)

第13条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(長岡市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 長岡市附属機関設置条例(昭和32年長岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表長岡市情報公開・個人情報保護審査会の項を削る。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に長岡市附属機関設置条例第2条の規定により市に置かれた同条に規定する長岡市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 市長は、施行日前においても、第4条の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同条の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 施行日前に長岡市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号。以下「旧条例」という。)第40条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(任期の特例)

第4条 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和6年6月30日までとする。

議案第113号

長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について

長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、長岡市情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として長岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 長岡市個人情報保護法施行条例（令和4年長岡市条例第 号）第11条の規定に基づく同条例第5条に規定する市の機関（以下「市の機関」という。）の諮問及び長岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年長岡市条例第 号）第50条の規定による議長の諮問に応じ調査審議すること。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
- (3) 市長の諮問に応じ、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、意見を具申すること。
- (4) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、必要に応じ、市長に建議すること。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議の手續)

第7条 市の機関(市長を除く。)及び議長は、第2条第2号又は第3号に規定する意見を聴こうとする場合は、市長にその旨を申し出るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第9条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(長岡市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 長岡市附属機関設置条例(昭和32年長岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表長岡市情報公開・個人情報保護審議会の項を削る。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に長岡市附属機関設置条例第2条の規定により市に置かれた同条に規定する長岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員で

ある者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 2 市長は、施行日前においても、第3条の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同条の規定による委嘱を受けたものとみなす。

（任期の特例）

第4条 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和6年1月17日までとする。

議案第114号

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部改正について

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
例（平成6年長岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560  
円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「23万3,000円」を「23万8,000  
円」に、「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改め、同条第2号中「27円50  
銭」を「28円35銭」に、「49万5,800円」を「50万8,655円」に改め、同条第3号を  
次のように改める。

- (3) 市長の選挙において当該選挙におけるポスター掲示場の数が500以下で  
ある場合  $541円31銭 \times \text{当該選挙におけるポスター掲示場の数}$  に  
 $23万8,000円$  を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で  
除して得た金額

第13条に次の1号を加える。

- (4) 市長の選挙において当該選挙におけるポスター掲示場の数が500を超える  
場合  $28円35銭 \times \text{その500を超える数を乗じて得た金額}$  に  
 $50万8,655円$  を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後そ  
の期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示  
された選挙については、なお従前の例による。

議案第115号

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年長岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の次に「第13条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（長岡市の休日定める条例（平成元年長岡市条例第39号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第13条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第116号

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田 達 伸

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例  
(長岡市立学校設置条例の一部改正)

第1条 長岡市立学校設置条例(昭和39年長岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	〃	下塩小学校	〃	吉水1720番地	」	を
	〃	上塩小学校	〃	上塩878番地1		

「	〃	下塩小学校	〃	吉水1720番地	」	に
---	---	-------	---	----------	---	---

改める。

(長岡市立学校使用条例の一部改正)

第2条 長岡市立学校使用条例(平成17年長岡市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表の2 運動場使用料(使用1回につき)の表長岡市立上塩小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第117号

長岡市立図書館条例の一部改正について

長岡市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市立図書館条例の一部を改正する条例

長岡市立図書館条例（昭和61年長岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表長岡市立互尊文庫の項を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「、長岡市立栃尾地域図書館及び長岡市立寺泊地域図書館大河津地区図書室」を「及び長岡市立栃尾地域図書館」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条第1項中「、長岡市立互尊文庫」を削り、「互尊文庫等」を「西地域図書館等」に改め、同条第2項第2号から第5号までの規定中「互尊文庫等」を「西地域図書館等」に改める。

第18条第1項及び第19条中「互尊文庫等」を「西地域図書館等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第118号

長岡市プール条例の一部改正について

長岡市プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市プール条例の一部を改正する条例

長岡市プール条例（昭和63年長岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長岡市悠久山プールの項を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項中「長岡市希望が丘プール」の次に「（以下「プール」という。）」を加え、同項を同条とする。

第4条第1項中「長岡市悠久山プール又は長岡市希望が丘プール（以下「プール」と総称する。）」を「プール」に改める。

別表中「長岡市悠久山プール及び長岡市希望が丘プール使用料」を「プール使用料」に改め、同表ア 個人使用の表（備考を除く。）を次のように改める。

種別	1回	夏期シーズン会員
区分		
大人	円 400	円 3,200
高齢者 障害者 介助者 高校生	300	1,800
中学生以下	150	900

別表ア 個人使用の表備考中「備考（（ア）及び（イ）共通）」を「備考」に改め、同表備考4中「長岡市悠久山プール又は長岡市希望が丘プール」を「プール」に改め、同表備考5を削り、同表備考6中「長岡市希望が丘プール」を「プール」に改め、同表備考6を備考5とする。

別表イ 団体使用（1人につき）の表（備考を除く。）を次のように改める。

種別	基本料金 （2時間以内）	超過料金 （1時間当たり）
区分		
大人	円 200	円 100
高齢者 障害者	100	50

介助者		
高校生		
中学生以下	50	30

別表イ 団体使用（1人につき）の表備考6中「長岡市悠久山プール又は長岡市希望が丘プール」を「プール」に改める。

別表ウ 競技大会等の使用の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	時間	1時間当たり
公益財団法人長岡市スポーツ協会又はその加盟団体		円 4,000
高等学校体育連盟		2,500
小・中学校体育連盟	無料	
上記以外のもの		8,000

別表ウ 競技大会等の使用の表中備考3及び備考4を削り、備考5を備考3とし、備考6を備考4とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第119号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市保育園条例の一部を改正する条例  
長岡市保育園条例(平成13年長岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。  
別表長岡市立桂保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第120号

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田 達 伸

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例  
長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成9年長岡市条例第38号)  
の一部を次のように改正する。

別表第3の2 事業者が処理施設まで運搬し、市が処分をする場合の表中「800円」を「400円」に、「80円」を「40円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の2 事業者が処理施設まで運搬し、市が処分する場合の表の規定は、施行日以後に搬入される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に係る事業系廃棄物処理手数料から適用し、施行日前に搬入される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に係る事業系廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

議案第121号

長岡市企業立地促進条例の一部改正について

長岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

長岡市企業立地促進条例（平成20年長岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（建築資材価格の高騰に伴う特例）

- 4 建築資材価格の高騰等への対応を支援するため、当分の間、指定事業所の設置者から特に申出があったときの第5条の規定の適用については、同条第1号中「3年以内に」とあり、同条第2号中「5年以内に」とあるのは、「指定事業所の設置者と協議の上、市長が定める日までに」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第122号

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認を受けて」を「又は高齢者部分休業（長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年長岡市条例第34号）第2条第2項に規定する年齢に達した日以降の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（長岡市職員の高齢者等に関する条例（昭和59年長岡市条例第8号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第123号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

## 認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
1001号線	美沢一丁目 2 番32地先		6.0~16.7	図 1 ア~イ
	美沢一丁目 2 番22地先		125.5	
山通254号線	花園南一丁目70番59地先		8.0~15.2	図 2 ア~イ
	花園南一丁目70番 1 地先		91.0	
山通255号線	花園南一丁目70番24地先		6.0~13.2	図 2 ウ~エ
	花園南一丁目70番 2 地先		147.3	
山通256号線	花園南一丁目70番47地先		6.0~13.2	図 2 オ~カ
	花園南一丁目70番25地先		151.3	
富曾亀333号線	稲葉町字木ノ下337番 1 地先		12.3~15.9	図 3 ア~イ
	稲葉町字諏訪田425番 3 地先		129.4	
富曾亀334号線	稲葉町字戸ノ下341番43地先		7.0~14.0	図 3 ウ~エ
	稲葉町字諏訪田394番39地先		288.2	
富曾亀335号線	稲葉町字諏訪田394番26地先		4.0	図 3 オ~カ
	稲葉町字諏訪田386番71地先		13.3	
富曾亀336号線	稲葉町字諏訪田425番 3 地先		7.0~14.2	図 3 イ~キ
	稲葉町字諏訪田433番60地先		140.3	
上川西407号線	上野町字四ツ割1019番 1 地先		2.6~6.8	図 5 ア~イ
	上野町字四ツ割987番 1 地先		513.6	
日越411号線	上除町字村中甲1322番13地先		6.0~13.2	図 4 ア~イ
	上除町字村中甲1322番20地先		135.5	

## 認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
深才304号線	下山二丁目258番3地先		6.0~13.1	図6 ア~イ
	下山二丁目259番5地先		79.5	

## 変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点		重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点			延長(m)	
旧	上川西146号線	蓮潟町字五郎作748番地先			2.6~6.8	図5 ウ~イ
		上野町字四ツ割987番1地先			925.0	
新	上川西146号線	蓮潟町字五郎作748番地先			2.8~2.9	図5 ウ~エ  (799.5m廃止)
		蓮潟町字五郎作768番1地先			125.5	
旧	上川西180号線	蓮潟町字五郎作682番地先			3.0~3.9	図5 オ~カ
		福道町字本所2906番地先			463.9	
新	上川西180号線	蓮潟町字五郎作682番1地先			3.5~3.9	図5 オ~キ  (289.9m廃止)
		蓮潟町字五郎作738番1地先			174.0	
旧	上川西181号線	蓮潟町字五郎作563番地先			2.5~4.0	図5 ク~ケ
		蓮潟町字五郎作653番地先			477.2	
新	上川西181号線	蓮潟町字五郎作563番地先			2.5~3.1	図5 ク~コ  (383.2m廃止)
		蓮潟町字五郎作677番地先			94.0	
旧	上川西182号線	蓮潟町字五郎作457番地先			2.4~4.6	図5 サ~シ
		蓮潟町字五郎作511番地先			479.4	
新	上川西182号線	蓮潟町字五郎作398番12地先			2.4~2.5	図5 サ~ス  (430.9m廃止)
		蓮潟町字五郎作560番地先			48.5	
旧	上川西184号線	蓮潟三丁目1番18地先			2.5~16.0	図5 セ~ソ
		蓮潟町字五郎作283番地先			583.5	
新	上川西184号線	蓮潟三丁目1番18地先			6.5~16.0	図5 セ~タ  (295.6m廃止)
		蓮潟町字五郎作308番1地先			287.9	

## 変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点		重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点			延長(m)	
旧	小国538号線	小国町千谷沢字月ノ木1289番地先			1.6~5.8	☒7 ア~イ
		小国町千谷沢字沖1327番13地先			756.1	
新	小国538号線	小国町千谷沢字月ノ木4462番地先			3.5~7.8	☒7 ア~ウ  (12.6m廃止)
		小国町千谷沢字沖1327番30地先			743.5	
旧	寺泊116号線	寺泊藪田6908番8地先			1.2~12.9	☒8 ア~イ
		寺泊藪田6908番9地先			254.2	
新	寺泊116号線	寺泊藪田6886番1地先			6.0~14.2	☒8 サ~シ  (149.1m廃止)
		寺泊藪田4804番2地先			105.1	
旧	寺泊118号線	寺泊藪田6908番29地先			6.2~13.5	☒8 ウ~エ
		寺泊藪田6891番地先			140.5	
新	寺泊118号線	寺泊藪田6908番28地先			6.2~16.1	☒8 ス~エ  (18.1m廃止)
		寺泊藪田6908番9地先			122.4	
旧	寺泊631号線	寺泊野積字須走15番地先			6.4~13.6	☒8 オ~カ
		寺泊藪田4804番40地先			506.6	
新	寺泊631号線	寺泊藪田6908番1地先			6.0~10.0	☒8 セ~カ  (28.0m認定)
		寺泊藪田4804番40地先			534.6	
旧	寺泊632号線	寺泊藪田6891番13地先			6.3~9.8	☒8 キ~ク
		寺泊藪田4804番5地先			51.2	
新	寺泊632号線	寺泊藪田6891番8地先			6.2~16.6	☒8 ソ~ク  (12.9m認定)
		寺泊藪田4804番5地先			64.1	

## 廃 止 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
上川西179号線	蓮潟町字五郎作789番地先		2.0~3.0	図5 チ~ツ
	蓮潟町字五郎作762番地先		124.1	
上川西183号線	蓮潟町字五郎作321番地先		2.5~3.7	図5 テ~ト
	蓮潟町字五郎作354番地先		457.7	
深才194号線	下山二丁目1162番1地先		2.6~4.0	図6 ウ~エ
	下山二丁目1163番3地先		76.6	
寺泊117号線	寺泊藪田6908番20地先		4.6~7.2	図8 ケ~コ
	寺泊藪田6908番38地先		116.7	

## 議案第124号

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

#### 1 被告となるべき者

市内在住者

#### 2 事件の内容

長岡市が管理してきた市道において、上記被告となるべき者は、一部を自分の土地だと主張し、道路の幅員を狭めるなどの通行妨害等をしてきたため道路管理に支障になる行為の排除を求めるもの。

併せて、市道拡幅に伴う土地の売買契約がなされた際に、分筆・所有権移転が行われず、未登記のままとなっていることから正当な名義の回復を求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 被告は、長岡市が管理する道路部分の占有に支障を及ぼす一切の行為をしてはならない。
- (2) 被告は、長岡市が管理する道路の安全な通行又は長岡市の道路行政の執行の支障となる物件の一切を撤去せよ。
- (3) 被告は、長岡市が所有権を主張する土地について、所有権登記手続をせよ。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

#### 4 付帯事項

- (1) 市長は、判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 市長は、訴訟において必要があるときは、請求の主旨を変更し、又は追加し、若しくは訴えを取り下げることができる。

## 議案第125号

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

#### 1 被告となるべき者

市内在住者

#### 2 事件の内容

長岡市が管理してきた市道において、上記被告となるべき者は、一部を親族の土地だと主張し、道路の幅員を狭めるなどの通行妨害等をしてきたため道路管理に支障になる行為の排除を求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 被告は、長岡市が管理する道路部分の占有に支障を及ぼす一切の行為をしてはならない。
- (2) 被告は、長岡市が管理する道路の安全な通行又は長岡市の道路行政の執行の支障となる物件の一切を撤去せよ。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

#### 4 付帯事項

- (1) 市長は、判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 市長は、訴訟において必要があるときは、請求の主旨を変更し、又は追加し、若しくは訴えを取り下げることができる。

議案第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市志保の里荘
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市立西地域図書館、長岡市立南地域図書館、長岡市立北地域図書館及び長岡市立栃尾地域図書館
指定する団体	株式会社図書館流通センター
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第128号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市立中之島地域図書館
指定する団体	NKS・TRC共同事業体
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第129号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市立寺泊地域図書館
指定する団体	NKS・TRC共同事業体
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第130号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市中之島文化センター
指定する団体	NKS・TRC共同事業体
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市寺泊文化センター
指定する団体	NKS・TRC共同事業体
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市市民体育館
指定する団体	株式会社山崎組
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市北部体育館
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市南部体育館
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市新産体育館
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田 達 伸

施設の名称	長岡市乙吉運動広場
指定する団体	新潟アルビレックスBC・グリーン産業・グローカルマーケティンググループ
指定の期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市悠久山野球場
指定する団体	新潟アルビレックスBC・グリーン産業・グローカルマーケティンググループ
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第138号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市宮陸上競技場
指定する団体	MCMフェニックスグループ
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市信濃川河川公園、長岡市信濃川南部運動公園、長岡市信濃川右岸運動公園及び長岡市スポーツ広場
指定する団体	MCMフェニックスグループ
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市みしま体育館
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市川口運動公園
指定する団体	川口運動公園運営グループ
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市もみじ園
指定する団体	株式会社こしじまちづくり
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第143号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市おぐに森林公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市千秋が原ふるさとの森
指定する団体	長岡緑地環境協同組合
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営大手口駐車場、長岡市営表町駐車場、大手通り地下駐車場及び長岡市営長岡駅大手口北自転車駐車場
指定する団体	日本パーキング株式会社
指定の期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営長岡駅大手口地下自転車駐車場、長岡市営長岡駅東口地下自転車駐車場及び長岡市営長岡駅東口自転車駐車場
指定する団体	環境をサポートする株式会社きらめき
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第147号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市和島オートキャンプ場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第148号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市道院自然ふれあいの森及び長岡市とちおふるさと交流広場
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第149号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市杜々の森名水公園
指定する団体	杜々の森名水公園管理運営組合
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第150号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市うまみち森林公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市ふるさと体験農業センター
指定する団体	株式会社小海工房
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第152号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市大杉公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで 変更後 平成30年4月1日から令和6年3月31日まで